

経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書類確認票

申請者 (企業体名)	〇〇・△△・□□経常建設共同企業体
---------------	-------------------

本申請に係る連絡先

部署:	〇〇〇課
氏名:	代表者 株式会社〇〇建設 担当〇〇
TEL:	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX:	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

- 1 申請にあたっては、下記の表に掲げる書類を本票と併せてご提出してください。
- 2 なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。
- 3 各様式記載の説明書きもご参照願います。

	提出書類内容	様式等	申請者 チェック 欄	メモ
提出 書 類	経常建設共同企業体 建設工事等競争入札参加資格審査申請書類確認票	本票	<input checked="" type="checkbox"/>	
	経常建設共同企業体 建設工事等競争入札参加資格審査申請書	【様式第11号】	<input checked="" type="checkbox"/>	
	建設業許可通知書等の写し	添付する 書 類	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> すべての構成員が、競争入札の参加希望工種に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が資格審査基準日より2年以上あること。 告示で定める資格要件を満たすことが、業種・許可経過年数が確認できること。(営業年数等の確認のため、許可年月日によっては、最新の許可を受けたものと、その前のものが必要になりますので、ご注意ください。) 建設業許可通知書、建設業許可申請書(様式第一号)の別紙二(1)[新規・追加]又は別紙二(2) 営業所一覧表[更新]のうち資格で定める希望業種の許可年数の始期・主たる営業所等が確認できるもの ※ 一部廃業届・追加・変更等で許可年数に空白期間がある場合は、当該届出書等の写しを含む。 	単体登録の資格審査時に変更がなく、資格要件が確認できる	<input checked="" type="checkbox"/>	左記の内容確認できる場合、添付を省略可
	経営事項審査に係る「経営規模等評価結果通知・総合評定通知書」の写し	添付する 書 類	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> 単体企業として令和3・4年度資格審査申請時に提出した「経営規模等評価結果通知・総合評定通知書」における希望工種の総合評定値(P点)の評価を受けていること。 また、資格審査時に降に新たな「経営規模等評価結果通知・総合評定通知書」を有している場合は、申請日直近のものも併せて、提出してください。 なお、入札日現在においては、入札公告において定めた建設業の種類の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)の有効期限を経過していないこと。(落札した場合、契約時点でも有効な経営事項審査の結果通知を受けていなければなりません。) 	単体登録の資格審査時と内容に変更がなく、内容が確認できる	<input checked="" type="checkbox"/>	左記の内容確認できる場合、添付を省略可
	経常建設共同企業体協定書	【様式第12号】	<input checked="" type="checkbox"/>	
年間委任状	【様式第16号】	<input checked="" type="checkbox"/>		
その他関係書類 その他必要に応じて参加資格申請に必要な書類を提出を求める場合がありますので、ご承知ください。		<input type="checkbox"/>		
確 認 事 項	工事施工実績	【確認事項】	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類 不 要
	<p>個々の工事の条件付一般競争入札等で、「過去15年間(平成19年度以降)に競争入札の参加希望工種に対応する官公庁発注の建設工事について、元請としての実績があること。」の入札参加要件を付すことがありますので、ご承知ください。</p> <p>・ 共同企業体を結成しても、すべての構成員が対応する希望工種に対応する官公庁発注の建設工事について、元請としての実績が無い場合、入札に参加することができない場合がありますので、十分にご確認のうえ申請してください。</p>			
	技術者等の配置	【確認事項】	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類 不 要
	<p>工事現場へ配置する要する技術者や現場代理人についての施工体制等について、ご承知ください。</p> <p>工事請負時において、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。</p> <p>ただし、工事1件の請負代金額が、同項に定める金額に満たない場合で、他の構成員のいずれかがが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は兼任で配置することができる。</p> <p>なお、土木一式工事においては、別に定める運用基準により、技術者の専任配置要件を緩和することとする。</p> <p>< 建設業法第26条、同法施行令第27条等及び平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省通知「監理技術者制度運用マニュアル」等に基づき、工事現場への配置要件を満たす技術者でなければなりません。 ></p>			

※ その他、共同企業体の資格の要件を満たしていることをご確認のうえ、申請書類を提出してください。